

遊佐町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年4月

遊佐町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「遊佐町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所酒田国道維持出張所
- ・ 山形県庄内総合支庁建設部道路計画課
- ・ 酒田警察署
- ・ 遊佐町小中学校長会
- ・ 遊佐町PTA連絡協議会
- ・ 遊佐町総務課危機管理係
- ・ 遊佐町地域生活課土木係
- ・ 遊佐町教育委員会教育課総務学事係

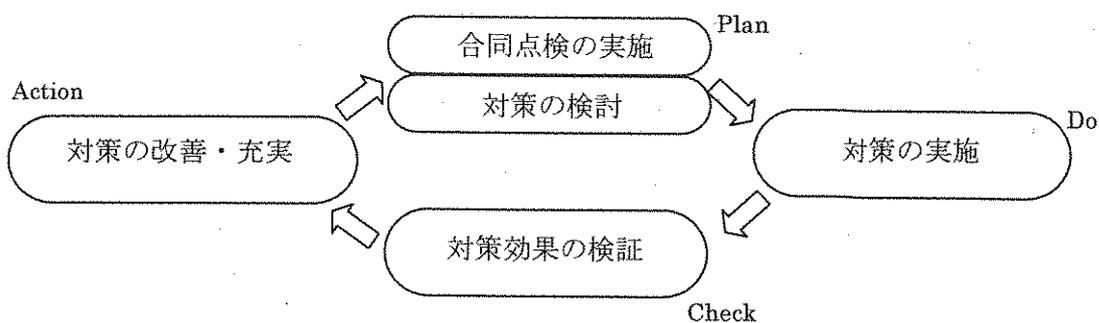
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果の検証も行い、対策を改善し、充実していきます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の各小学校ごと危険箇所状況を把握し、推進会議において協議し、1年に1回合同点検を実施します。
- ・緊急の点検を要する事態が生じた時は、関係機関で速やかに連絡を取り合い、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、検証します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」や「対策箇所図」等を作成し、該当小学校や関係機関等に公表します。

遊佐町通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「遊佐町通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して通学路の安全確保に向けた取り組みを推進することを目的とする。遊佐町において児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「遊佐町通学路交通安全プログラム」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の取り組みを行う。

- (1) 遊佐町通学路交通安全プログラムの作成及び実行。
- (2) 児童・生徒へ交通安全指導及び教育の実施。
- (3) 道路管理者、警察署、学校、教育委員会のほか関係機関と連携を図る。
- (4) 通学路の防犯対策に関する連携を図る。
- (5) 通学路の対策必要箇所に関して各機関への対策、改善の依頼を行う。

(構成)

第4条 推進会議は、道路管理者、警察関係者、学校関係者、教育委員会などにより構成する。

(役員)

第5条 推進会議は、会長1名、副会長1名をおく。

- 2 会長は、遊佐町教育委員会教育課長を充てる。
- 3 副会長は、遊佐町地域生活課長を充てる。
- 4 会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を処理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、推進会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本推進会議の事務局は、遊佐町教育委員会教育課におく。

附則

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この規約は、平成30年12月18日より施行する。